

ごかのお知らせ

No.582

役場の代表電話は☎(84)1111です

い おしらせ

町での所得の確定申告は3月15日までです

令和5年中の所得における確定申告の期日は3月15日(金)までです。まだお済みでない方は、必ず申告をしてください。

【所得税の申告が必要な方の例】

○給与所得がある方

- ・給与の収入金額が2千万円を超える方
- ・給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計

額が20万円を超える方

- ・給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)との合計額が20万円を超える方

○公的年金等の雑所得のみの方

- ・公的年金等雑所得のみで、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある方(年金所得者に係る確定申告不要制度がありません)

○退職所得がある方

外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある方

※退職金などの支払者に『退職

所得の受給に関する申告書』を提出した場合、一般的に、退職所得に係る所得税等は源泉徴収により課税が済むこととなりますので、申告書の提出は不要です。ただし、退職所得のある方が確定申告書を提出する場合は、退職所得を含めて申告する必要があります。

【無申告によって起きる問題】

- ・申告義務者が申告をせず、後に所得等が判明すると、さか

のぼって課税され加算税や延滞税がかかる場合があります。

- ・前年所得を算定の基礎とする税(町民税、国民健康保険税等)の正確な課税ができません。

- ・所得証明書等の交付ができなため、さまざまな手続きに支障をきたします。

- ・所得判定を要する様々な行政サービスが受けられません。

所得の申告は義務付けられており、無申告である場合の不利益は本人だけでなく、ご家族(世帯員)へも及ぶ可能性があります。申告義務のある方は、必ず所得の申告をしてください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966(直通)

高齢者福祉計画・介護 保険事業計画策定(案) パブリックコメント

町では、「地域で支え合う健康で安心して生活できるまちづくり」を基本理念とし、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供できる体制の整備を進めるとともに、高齢者が健康で安心して生活を送ることができるよう取組を進めるため、令和6

年度から3年間を計画期間とする「第9期五霞町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定を進めています。

広く町民のみなさんに情報を提供するとともに、意見を可能な限り反映させるため、パブリックコメントを実施しています。計画(案)については、町ホームページでも公開しています。



○閲覧および意見等提出期限

3月15日(金)まで

○閲覧および意見等提出場所

健康福祉課

○意見等提出資格者

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に事務所または事業所を有する個人、法人またはその他の団体

- ・町内の事務所または事業所に勤務する方

- ・町に対して納税義務を有する方

○意見等の提出方法

書面・郵便・FAX・メール

○お問い合わせ

健康福祉課 高齢者支援G

☎(84)0006(直通)

FAX(84)0149